

厚生労働科学研究「中小企業用産業保健電子カルテの開発とそれによる効果的・効率的な産業保健手法に関する検討」分担研究

保健指導等に関する調査研究報告書

平成26年3月

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
保健指導等調査委員会

保健指導等に関する調査研究報告書

目 次	
保健指導等に関する調査研究報告書のまとめ	1
保健指導等に関する調査研究報告書	3
1 調査研究の目的	3
2 調査研究の方法	3
3 アンケート調査の結果	5
I 回答者等	5
II 健康診断実施状況	6
III 保健指導実施状況	21
IV 労災二次健康診断	100
V 産業医と産業医活動	122
VI 産業保健職と産業保健活動	151
VII 自由意見	183
4 保健指導の促進等に向けた考察及び提言	186
別添 保健指導の実態等に関するアンケート調査票	205

保健指導等調査委員会	
大神 明	産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学 教授
加藤京子	(公財) 東京都予防医学協会健康増進部 健康増進課長
澤田典子	(一財) 京都工場保健会総務部教育研修課 参事
只野 祐	(公社) 全国労働衛生団体連合会 専務理事
委員長 福田崇典	(社福) 聖隸福祉事業団 常務理事・保健事業部長

保健指導等に関する調査研究報告書のまとめ

1 調査研究の目的

保健指導等に関する調査研究は、健康診断の実施後に必要とされる受診者に対する保健指導の促進を図るため、その基礎となる保健指導の実態把握のための健診機関を対象とするアンケート調査を実施してその結果を分析することによりその課題を明らかにし、保健指導の定着のための手法の開発につなげることを目的とするものである。

2 調査研究の方法

国内において職域の健康診断を実施している健診機関 537 機関を対象とする郵送によるアンケート調査を行い、190 健診機関(35.4%)から回答を得た。なお、アンケート調査票の発送は平成 25 年 9 月 18 日であり、回答期間の 1か月間の後の提出も集計に加えた。

3 アンケート調査結果の概要

(1) 健康診断について

190 健診機関においては、1 機関当たりの一般健康診断実施事業場数は 2,955 事業場 [P7 表 II-1-(3)]、実施労働者数は 71,515 人 [P6 表 II-1-(1)] であり、労働者の健康確保の担い手としての重要な役割を果たしている。

しかしながら、事後措置に必要な資料としての保健指導対象者一覧は 35.2% の健診機関 [P12 表 II-2-(9)] が事業場に提供しておらず、労災二次健診対象者一覧は 48.1% の健診機関 [P11 表 II-2-(8)] が提供していない状況であった。また、事業場の部署ごとの健診結果の提供や男女別・年代別の分析結果の提供は必ずしも行われておらず、さらに、要治療者一覧、医師意見聴取対象者一覧などの提供を行っていない健診機関も少なからずあった。

(2) 保健指導について

健診機関における保健指導を実施している健診機関は 62.4% [P15 表 III-1-(1)] にとどまっており、労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づく保健指導も実施事業場数 30 未満の健診機関が 73.6% [P21 表 III-3-1] を占めるなど、十分には実施されていない。その背景としては保健指導の必要性についての事業者・労働者の理解不足、ニーズがない、事業者が経費を負担できない、という状況がある。

また、保健指導を適切に実施するための対象者の選定基準が示されていない、保健指導実施のためのマニュアルがない、など保健指導を促進するための環境整備を図る必要があるとの健診機関の意見がある（改正労働安全衛生法案に盛り込まれる予定のストレスチェックに係るマニュアルを含む。）。

さらに、保健指導を実施する際に過去の労働時間などの必要な情報が事業者から提供されていないこと、保健指導のフォローアップが余り行われていないこと、などの結果が得られた。

（3）労災二次健康診断について

労災二次健診の指定を受けている健診機関は 129 健診機関、70.1%（無回答 6 健診機関を除く。）[P64 表IV-1] と多いが、その実績としての受診者数は「0 人」が 23.3%、「1 人以上 50 人未満」が 44.2% であり [P66 表IV-3-(1)]、これらで 2 / 3 を占め、取組みが少ない。労災二次健診を受診した 1 健診機関当たりの人数は 210 人 [P66 表IV-3-(1)] であるのに対して、特定保健指導の 1 健診機関当たりの人数は 127 人 [P66 表IV-3-(2)] と少ない。これらの背景としては本制度が事業者、労働者に周知されておらず、これによりニーズが少ないという状況がある。

また、本制度による対象者の選定基準に満たない一次健康診断受診者の中には、労災二次健診の対象とした方がよいという者がいることから、選定基準について検討する余地があると考えられる。さらに、本制度による特定保健指導については、保健指導が本来必要とするフォローアップが認められていないことから、検討する余地があることが認められた。

（4）産業医・産業保健職の活動について

健診機関における産業医活動は 1 健診機関当たり 15 事業場 [P87 表V-3-(2)] で相当程度実施されており、産業医活動の重要な一翼を担っている。産業保健職（医師以外の産業保健活動従事者）も保健指導をはじめとする多彩な活動が展開されている。

これらを更に発展させるため、産業医活動のための助成金の創設、産業保健職の位置付けの明確化の要望などの意見があった。

保健指導等に関する調査研究報告書

1 調査研究の目的

健康診断の実施後に必要とされる受診者に対する保健指導の促進を図るために、その基礎となる保健指導の実態把握のためのアンケート調査を実施してその結果を分析する。

これにより、保健指導を促進するための課題を明らかにし、保健指導の定着のための手法の開発につなげることとする。

2 調査研究の方法

本調査研究は、国内において職域の健康診断を実施している健診機関 537 機関を対象とし、郵送によるアンケート調査を行った。

(1) アンケート調査票の作成

アンケート調査票は、保健指導等調査委員会において検討して作成したものであり、別添のとおりである。同委員会の委員は次のとおりである。

氏名 (五十音順)	所属・職名
大神 明	産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学教授
加藤京子	(公財) 東京都予防医学協会健康増進部 健康増進課長
澤田典子	(一財) 京都工場保健会総務部 参与
只野 祐	(公社) 全国労働衛生団体連合会 専務理事
委員長 福田崇典	(社福) 聖隸福祉事業団 常務理事・保健事業部長

(2) アンケート調査票の郵送

アンケート調査票は、平成 25 年 9 月 18 日に依頼状と返信用封筒を同封して郵送した。

送付対象の健康診断機関は合計 537 機関であり、その内訳は、全衛連の会員、全衛連の精度管理事業参加機関その他全衛連が把握している機関である。

(3) アンケート調査票の回収

アンケート調査票の回収の期間は約 1 か月間で 10 月 16 日を提出期限とした。

期限までに回答のあった健康診断機関は 159 機関であり、その後に回

答のあった機関が 31 機関であって、合計 190 機関（35.4%）である。

190 健診機関のうち、（公社）全国労働衛生機関団体連合会の会員は 87 機関（会員 123 機関のうち 70.7%）であり、非会員は 103 機関（非会員 414 機関のうち 24.9%）である。

また、一般健康診断受診者数（後記 3 II の（1））から 190 健診機関の規模を推測すると、5 万人以上が 76 健診機関、42.0%、1 万人～5 万人未満が 74 健診機関、40.9%、1 万人未満が 31 健診機関、17.1% であった（無回答の 9 健診機関を除く。）。

（4）アンケート調査の結果の分析

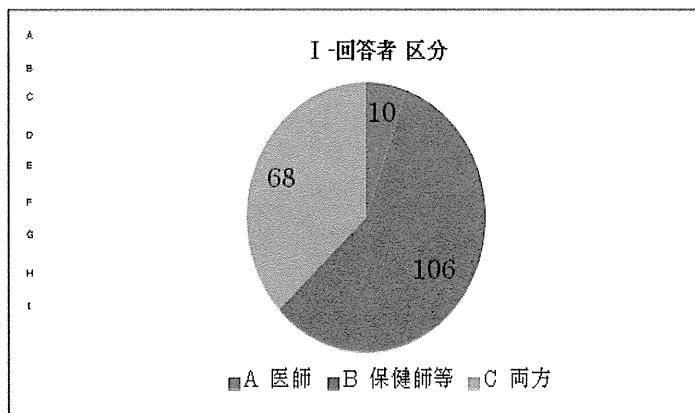
回収されたアンケート調査票を集計のうえ、保健指導等調査委員会において分析した。

3 アンケート調査の結果

回収したアンケート調査票を集計、分析した結果は、次のとおりである。

I 回答者等

実際にアンケート調査票に記入した者の内訳は次のとおりである。



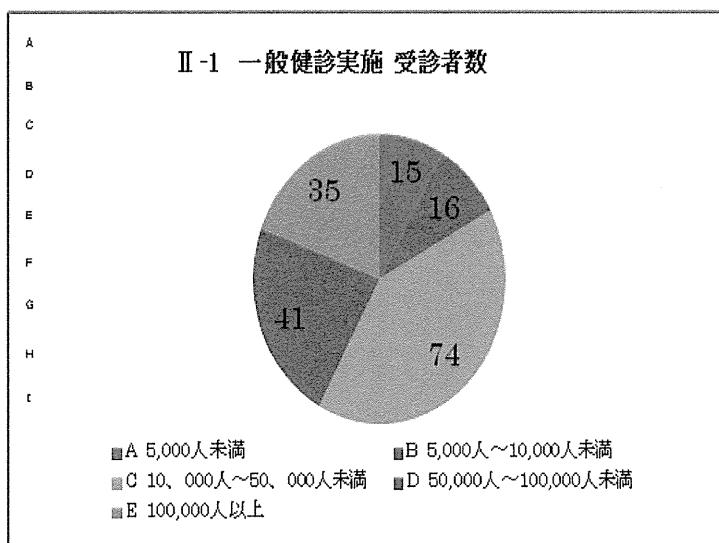
区分	回答項目	回答数	%
A	医師	10	5.4%
B	保健師等	106	57.6%
C	両方	68	37.0%
	無回答	6	-
	計	190	100.0%

II 健康診断実施状況

II-1 一般健康診断の実施状況（平成24年度実績）

（1）健診機関別受診者数

一般健康診断の健診機関別受診者数はすべての回答健診機関から回答が得られ、平均受診者数は、71,515人であり、1万人～5万人が74健診機関新、40.9%を占めて最も多かった。

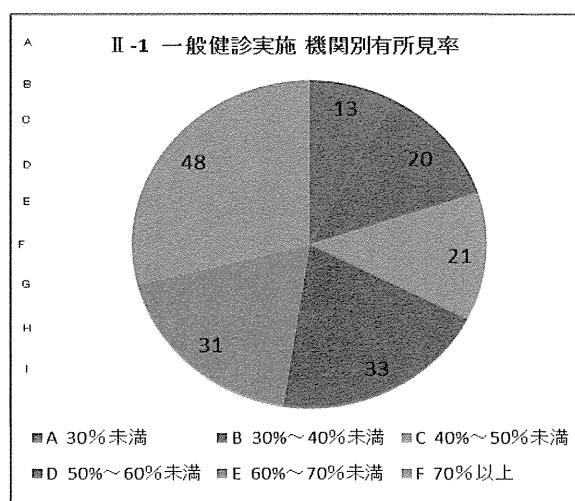


区分	回答項目	回答数	%
A	5,000人未満	15	8.3%
B	5,000人～10,000人未満	16	8.8%
C	10,000人～50,000人未満	74	40.9%
D	50,000人～100,000人未満	41	22.7%
E	100,000人以上	35	19.3%
	無回答	9	-
	計	190	100.0%
	1 健診機関当たり平均受診者数	71,515	

II - 1 一般健康診断の実施状況（平成24年度実績）

（2）健診機関別有所見率

一般健康診断の有所見者率は平均で53.4%であり、厚生労働省発表の有所見率52.7%（平成24年。労働者数50人以上）に比較すると、少し高い状況にあった。有所見率が区分で見ても70%以上と回答した健診機関は28.9%を占めた。これは、回答健診機関における一般健康診断の対象事業場が小規模事業場（労働者数50人未満）を少なからず含んでいることが主な要因であると考えられる。



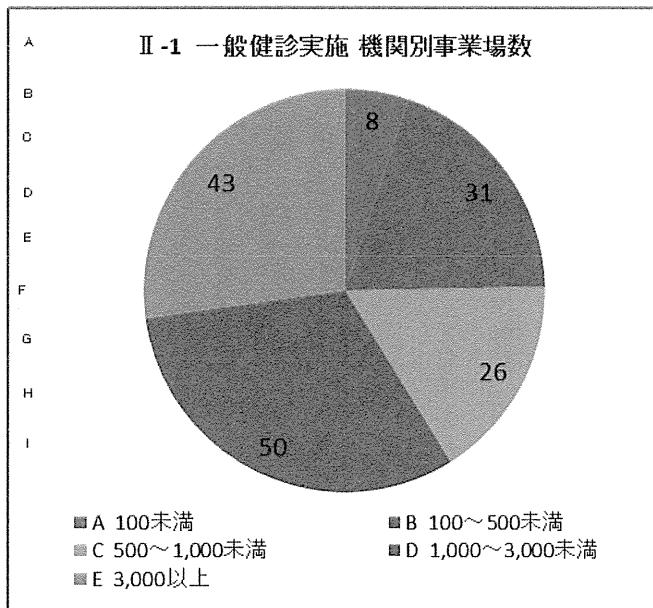
	回答項目	回答数	%
A	30%未満	13	7.8%
B	30%～40%未満	20	12.0%
C	40%～50%未満	21	12.7%
D	50%～60%未満	33	19.9%
E	60%～70%未満	31	18.7%
F	70%以上	48	28.9%
	無回答	24	-
	計	190	100.0%
	平均		53.4%

II-1 一般健康診断の実施状況（平成24年度実績）

（3）健診機関別事業場数

健診機関ごとの健康診断実施事業場数は平均で2,955事業場であり、

「1,000～3,000未満」が50健診機関（31.6%）が最も多いかった。

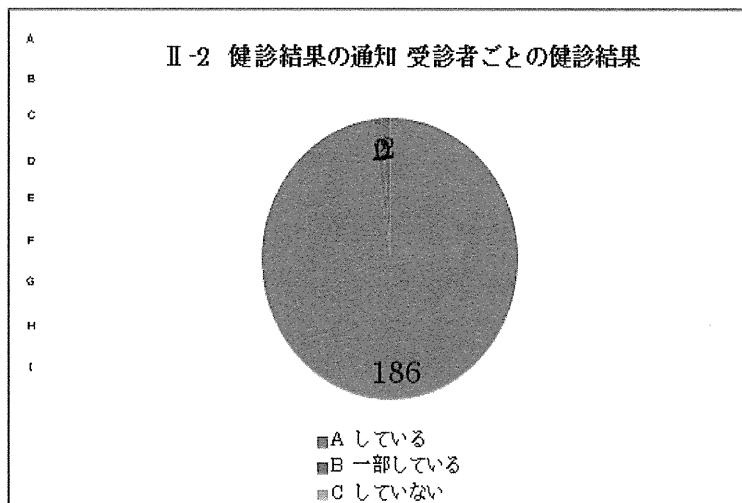


区分	回答項目	回答数	%
A	100未満	8	5.1%
B	100～500未満	31	19.6%
C	500～1,000未満	26	16.5%
D	1,000～3,000未満	50	31.6%
E	3,000以上	43	27.2%
	無回答	32	-
	計	190	100.0%
	平均	2,955人	

II-2 健康診断結果の通知

(1) 受診者ごとの健診結果の提供

受診者ごとの健診結果の提供については、ほとんどの回答健診機関(98.9%)において行っていた。

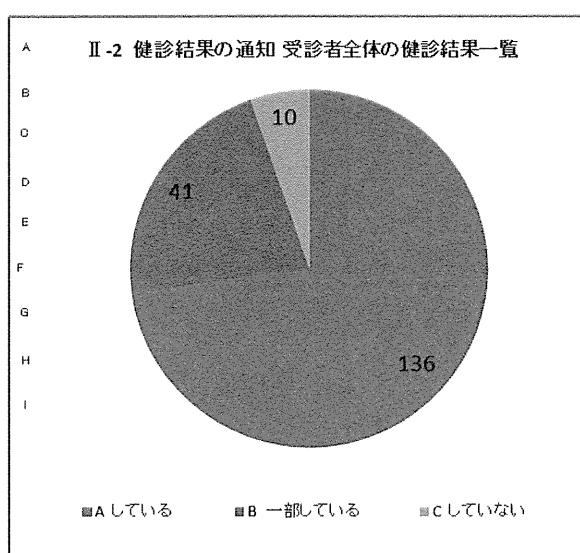


区分	回答項目	回答数	%
A	している	186	98.9%
B	一部している	2	1.1%
C	していない	0	0.0%
	無回答	2	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(2) 受診者全体の健診結果一覧表の提供

受診者全体の健診結果一覧表の提供については、多くの健診機関(72.7%)が行っているが、「一部実施している」と回答した健診機関は21.9%であった。「受診者ごとの健診結果の提供」のみを行っているものと推察される。

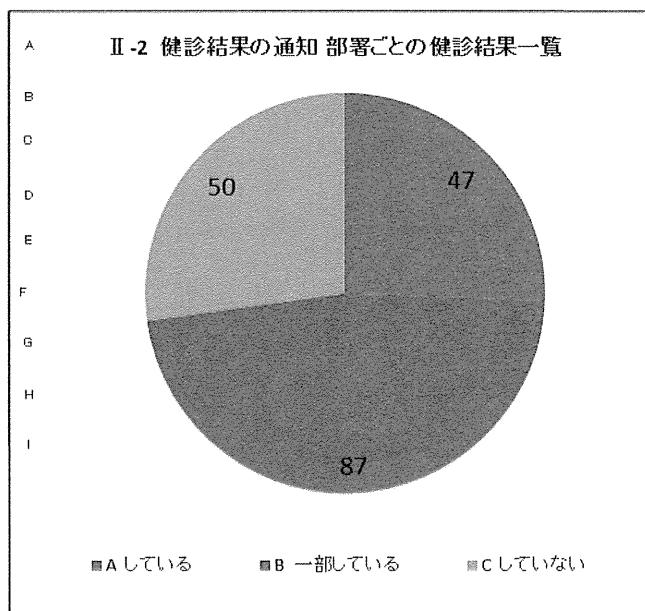


区分	回答項目	回答数	%
A	している	136	72.7%
B	一部している	41	21.9%
C	していない	10	5.3%
	無回答	3	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(3) 部署ごとの健診結果一覧表の提供

「部署ごとの健診結果一覧表の提供」については、「している」健診機関が 47 健診機関 (25.5%)、「一部している」健診機関が 87 健診機関 (47.3%)、「していない」健診機関が 50 健診機関 (27.2%) であった。およそ半数を占める「一部している」と回答した健診機関は、事業場の規模又は事業場の希望の有無により対応しているものと考えられる。

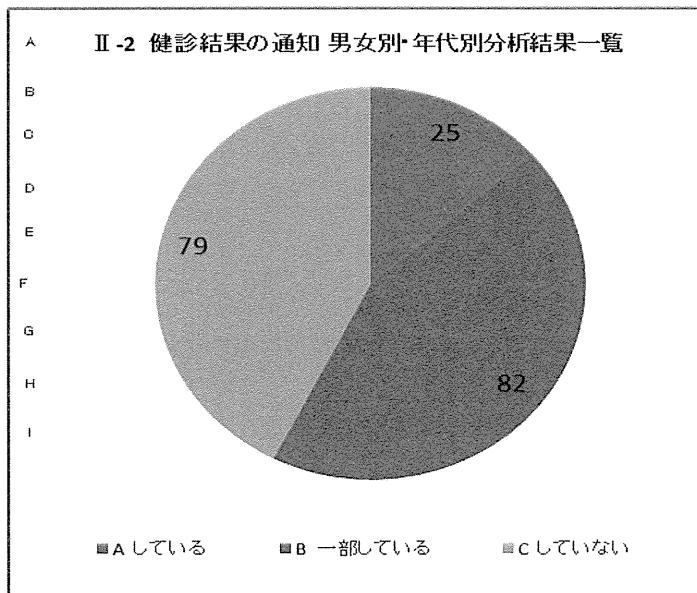


区分	回答項目	回答数	%
A	している	47	25.5%
B	一部している	87	47.3%
C	していない	50	27.2%
	無回答	6	—
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(4) 男女別、年代別等の分析結果の提供

「男女別、年代別等の分析結果の提供」については、「している」健診機関が少なく 25 健診機関（13.4%）、「一部している」健診機関が 82 健診機関（44.1%）、「していない」健診機関が 79 健診機関（42.5%）であった。 「一部している」と回答した健診機関は、事業場の規模又は事業場の希望の有無により対応しているものと考えられる。

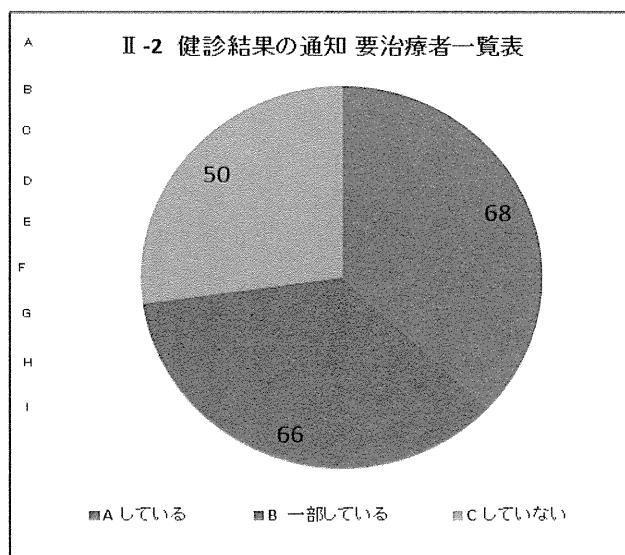


区分	回答項目	回答数	%
A	している	25	13.4%
B	一部している	82	44.1%
C	していない	79	42.5%
	無回答	4	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(5) 要治療者一覧表の提供

「要治療者一覧表の提供」については、「している」健診機関が 68 健診機関（36.5%）、「一部している」健診機関が 66 健診機関（35.9%）、「していない」健診機関が 50 健診機関（27.6%）と三者がほぼ均衡している。アンケート調査では理由について質問していないが、事業場側の要因よりも健診機関の考え方や方針といった要因の方が大きいかも知れない。

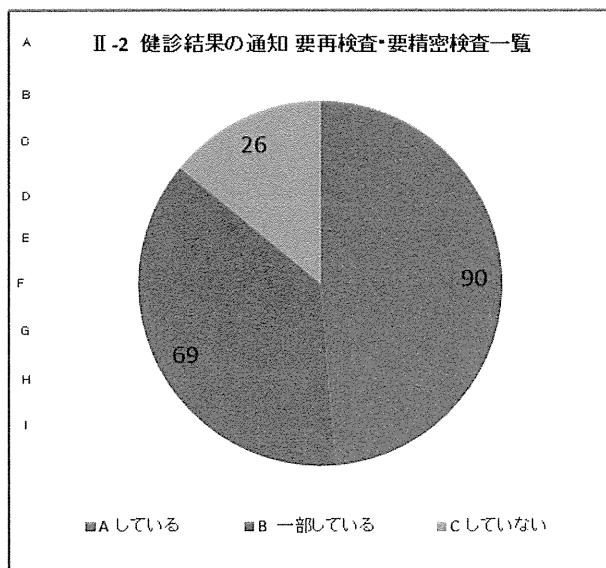


区分	回答項目	回答数	%
A	している	68	37.0%
B	一部している	66	35.9%
C	していない	50	27.2%
	無回答	6	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(6) 要再検者・要精密検査者一覧表の提供

「要再検者・要精密検査者一覧表の提供」については、「している」健診機関が 90 健診機関（48.6%）でほぼ半数、「一部している」健診機関が 69 健診機関（37.3%）、「していない」健診機関が 26 健診機関（14.1%）であった。

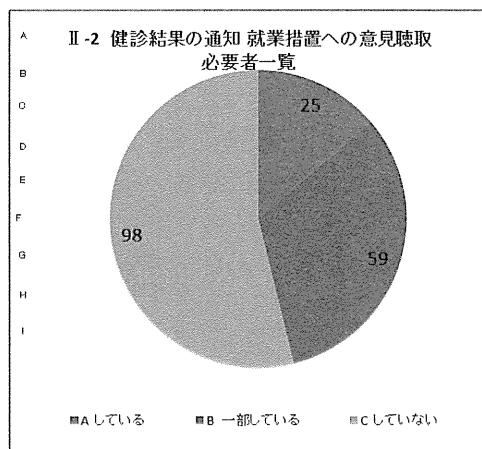


区分	回答項目	回答数	%
A	している	90	48.6%
B	一部している	69	37.3%
C	していない	26	14.1%
	無回答	5	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(7) 就業措置への意見聴取が必要な方のリスト（いわゆる有所見者+ α ）の提供

「就業措置への意見聴取が必要な方のリスト（いわゆる有所見者+ α ）の提供」については、「している」健診機関が 25 健診機関（13.7%）で少なく、「一部している」健診機関が 59 健診機関（32.4%）で、一方、「していない」健診機関が 98 健診機関（53.8%）が半数を超えている。健康診断実施事業場に対して産業医サービスを実施していない場合には就業措置に関する意見を述べるための就業に係る情報が少なく、あるいは、事業場が選任する産業医の権限との兼ね合いから、積極的な対応がとられていないものと推察される。

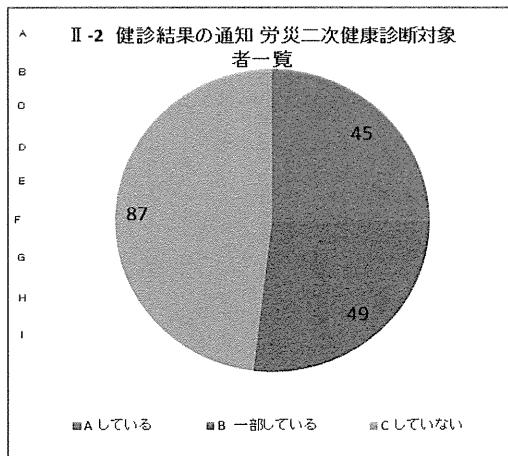


区分	回答項目	回答数	%
A	している	25	13.7%
B	一部している	59	32.4%
C	していない	98	53.8%
	無回答	8	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(8) 労災二次健康診断対象者一覧表の提供

「労災二次健康診断対象者一覧表の提供」については、「している」健診機関が 45 健診機関 (24.9%)、「一部している」健診機関が 49 健診機関 (27.1%)、「していない」健診機関が 87 健診機関 (48.1%) であった。労災二次健康診断の指定を受けている健診機関が 129 健診機関 (70.1%) (後掲IV-1)であることを考慮すると、「していない」健診機関が多い(48.1%)のは理解しがたい結果といえる。指定は受けているが積極的に取り組んでいないことを示唆している。

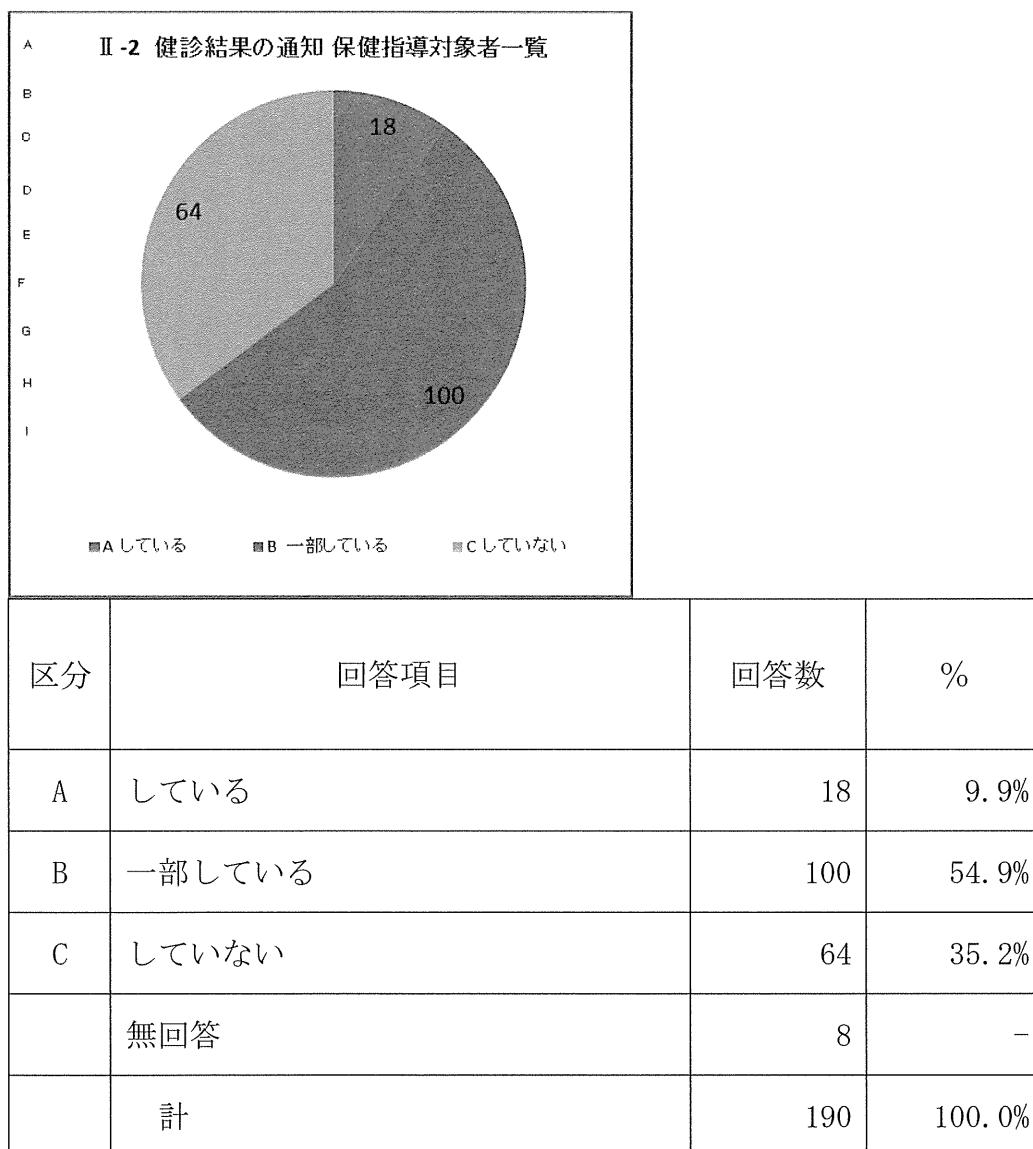


区分	回答項目	回答数	%
A	している	45	24.9%
B	一部している	49	27.1%
C	していない	87	48.1%
	無回答	9	-
	計	190	100.0%

II-2 健康診断結果の通知

(9) 保健指導対象者一覧表の提供

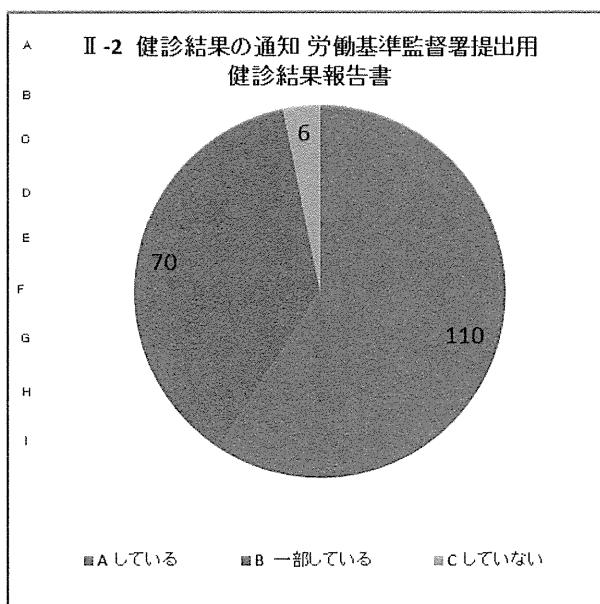
「保健指導対象者一覧表の提供」については、「している」健診機関が 18 健診機関 (9.9%)、「一部している」健診機関が 100 健診機関 (54.9%)、「していない」健診機関が 64 健診機関 (35.2%) であった。概して取組みは少なく、本調査研究の課題を浮き彫りにしている結果と考えられる。



II-2 健康診断結果の通知

(10) 労働基準監督署提出用健診結果報告書の提供

「労働基準監督署提出用健診結果報告書の提供」については、「している」健診機関が 110 健診機関 (59.1%)、「一部している」健診機関が 70 健診機関 (37.6%)、「していない」健診機関が 6 健診機関 (3.2%) であった。全体として実施率が高く、法定事項であるので事業場側のニーズが高いためと思われる。



区分	回答項目	回答数	%
A	している	110	59.1%
B	一部している	70	37.6%
C	していない	6	3.2%
	無回答	4	—
	計	190	100.0%